

入院時食事療養・入院時生活療養

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

入院中の食事について、ご負担いただく金額は次のとおりです。

1食につき 510円（指定難病に方は、1食 300円）

ただし、次に該当する場合は、それぞれ以下の金額に減額されます。

- | | |
|--|---------|
| ① 住民税非課税世帯に属する方などで、減額認定を受けている場合 | 1食 240円 |
| ② ①かつ、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合 | 1食 190円 |
| ③ 住民税非課税世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受給している
場合 | 1食 110円 |

※ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「標準負担額減額認定証」をお持ちの方はご提示ください。